

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日在休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第五百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、関金町（大字山口及び大字郡家の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

目 次	
◇告 示	字の区域の変更（市町村振興課）
◇保 険 医 療 機 関 等 の 指 定	（保険課）
◇保 险 医 等 の 登 録	（〃）
◇國 土 調 査 の 成 果 の 認 証	（農村整備課）
◇松 く い 虫 の 駆 除 命 令	（二件）（森林保全課）
◇松 く い 虫 の 特 別 伐 倒 駆 除 の 命 令	（〃）
◇土 地 収 用 法 に よ る 事 業 の 認 定	（管理課）
◇県 道 の 区 域 の 変 更	（道路課）
◇自 衛 官 の 募 集	（消防防災課）
◇傍 聴 を す る こ と が で る 指 名 競 争 入 札 の 執 行	（二件）（管理課）
◇公 募 型 指 名 競 争 入 札 の 実 施	（三件）（農政課）
◇公 募 型 指 名 競 争 入 札 の 実 施	（三件）（管理課）

区域を変更する字の名称	同条の区域（平成十一年四月一日現在の地番による。）
大字郡家字山根	大字郡家字山根の全域
大字郡家字山根	大字郡家字山根平六三五の二
大字郡家字山根	大字郡家字箱道八一三
大字郡家字出口	大字郡家字出口の全域
大字郡家字限ノ内	大字郡家字限ノ内四三一、四三三、四三四の一、四三四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字郡家字山根平	大字郡家字限ノ内のうち四三一、四三三、四三四の一、四三四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字郡家字箱道	大字郡家字山根平のうち六三五の二以外の区域

大字山口字屋敷	大字山口字屋敷の全域
大字山口字法大神	大字山口字法大神九五、三〇九三から三〇九五まで
大字山口字山机原	大字山口字出畑四七七の一、四七八の一、三〇九二
大字山口字塚根	大字山口字法大神のうち九五、三〇九三から三〇九五まで以外の区域
大字山口字出畑	大字山口字塚根の全域
大字山口字横路	大字山口字横路のうち四七七の一、四七八の一、三〇九二以外の区域
大字山口字机原	大字山口字横路五二四の五
大字山口字横路	大字山口字横路のうち四七七の一、四七八の一、三〇九二以外の区域
大字山口字机原	大字山口字机原の全域
大字山口字長通	大字山口字机原四四〇
大字山口字萬上原	大字山口字長通のうち一七五四以外の区域
大字山口字加例谷	大字山口字萬上原の全域
大字山口字加例谷奥	大字山口字加例谷のうち一九一一の一、一九一二の一以外の区域
大字山口字中浅井	大字山口字加例谷一九一一の一、一九一二の一
大字山口字浅井原	大字山口字中浅井の全域
大字山口字平田原	大字山口字浅井原のうち二二七の二以外の区域
大字山口字山上屋敷通	大字山口字平田原のうち二二六二以外の区域
大字山口字山屋敷通	大字山口字山上屋敷通のうち六二五の三以外の区域

大字山口字屋敷通	大字山口字山上屋敷通六二〇の二から六二〇の四まで、六二一の二から六二二の五まで、六二四の二
大字山口字上屋敷通	大字山口字上屋敷通六二五の三
大字山口字山大山口	大字山口字山大山口七七七の三
大字山口字大山口	大字山口字山大山口のうち七七六の二、七七六の三、七七七の三以外の区域
大字山口字大山口	大字山口字大山口七七六の二、七七六の三以外の区域
大字山口字大河原尻	大字山口字大山口のうち七七八の三以外の区域
大字山口字大河原尻	大字山口字大河原尻のうち八八一、八八二の一以外の区域
大字山口字大河原入江	大字山口字大河原入江一〇七七の一
大字山口字大河原	大字山口字大河原尻八八一、八八二の一
大字山口字川端	大字山口字大河原の全域
大字山口字川端	大字山口字川端九五四、九五五の一、九五六の一以外の区域
大字山口字東大河原	大字山口字川端九五四、九五五の一、九五六の一以外の区域
大字山口字大河原入江	大字山口字東大河原の全域
大字山口字大河原入江	大字山口字大河原入江一〇六八の一、一〇六八の一
大字山口字大河原入江	大字山口字大河原入江のうち一〇六八の一、一〇六八の一、一〇七七の一以外の区域
鳥取県告示第五百二十五号	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団三樹会三宅医院	鳥取市大村三九〇一—四	平成十一年八月一日
医療法人社団よしだ内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八一—	平成十一年八月一日
医療法人社団山口外科医院	米子市夜見町二七八六一四	平成十一年八月一日
医療法人竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇一四	平成十一年八月一日
鳥取県関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀一七五七一一	平成十一年八月一日
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	平成十一年八月一日
大山町国民健康保険大山診療所	西伯郡大山町今在家四七五	平成十一年八月一日
馬渏歯科医院	鳥取市西町四丁目三一九	平成十一年八月一日
星野歯科医院	鳥取市青葉町一丁目一六六	平成十一年八月一日
医療法人谷本歯科	鳥取市湖山町東五丁目五〇四一一八	平成十一年八月一日
医療法人社団広田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七一一	平成十一年八月一日
都橋歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一六五六	平成十一年八月一日
中尾歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜一七七	平成十一年八月一日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	平成十一年八月一日
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	平成十一年八月一日
安藤歯科医院	日野郡日野町黒坂一三九〇	平成十一年八月一日
枝原歯科診療所	日野郡日野町根雨六五六一	平成十一年八月一日
増原歯科医院	日野郡日野町根雨三四三一二	平成十一年八月一日
もとむら眼科医院	鳥取市湖山町東五丁目五〇四一一	平成十一年八月一日

鳥取県告示第五百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大廻直子	鳥医五九五一	平成十一年七月十五日
福島潔	鳥薬一一四七	平成十一年七月二十三日
佐々木玲子	鳥薬一一四八	平成十一年七月二十九日

まだ耳鼻いんこう科 倉吉市駄経寺町二四五

西本医院 倉吉市下田中町八八〇一一

医療法人社団三樹会吉野・三宅ステーションクリニック 倉吉市東品治町一一一一

やまね長生堂薬局 倉吉市片原四丁目一一四一一

山本薬局 倉吉市行徳一丁目四二五

鳥取中央薬局 倉吉市末広温泉町三六二

有限会社みつわ調剤薬局 倉吉市井手畑一八七

ゆのはな薬局 米子市皆生新田三丁目五一一九

米子市皆生新田三丁目五一一九 平成十一年八月一日

倉吉市駄経寺町二四五

倉吉市下田中町八八〇一一

平成十一年八月八日

平成十一年八月一日

平成十一年八月一日

平成十一年八月一日

平成十一年八月一日

平成十一年八月一日

平成十一年八月一日

鳥取県告示第五百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証の年月日
関 金 町	平成七年度から平成十一年度まで	関金町（大字山口、大字郡家及び大字関金宿の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿の各一部	平成十一年八月二十日
赤 砦 町	平成二年度から平成九年度まで	赤崎町（大字菟津、大字湯坂及び大字梅田の各一部）の地籍図	東伯郡赤崎町大字菟津、大字湯坂及び大字梅田の各一部	ク

鳥取県告示第五百二十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 区域及び期間

1 区域
県下全域2 期間
平成十一年九月十五日から平成十二年二月二十八日まで二 森林病害虫等の種類
森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三の措置を行つた場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百二十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 区域及び期間

1 区域
県下全域2 期間
平成十一年九月十五日から同年十月三十一日まで

一 区域及び期間

1 区域
県下全域2 期間
平成十一年九月十五日から平成十二年二月二十八日まで二 森林病害虫等の種類
森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、航空機を利用して薬剤の散布を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三の措置を行つた場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百三十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 区域及び期間

1 区域
県下全域二 森林病害虫等の種類
森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三の措置として破碎を行う場合は、次によること。

(一) 枝条は、焼却すること。

(二) 破碎後の木片の厚さを六ミリメートル（木材チッパーにより破碎する場合にあつては、十五ミリメートル）以下とすること。

3 三の措置を行つた場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県知事 片 山 善 博

その関係図面は、平成十一年八月二十日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目111〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年八月二十日

- 一 起業者の名称
米子市
- 二 事業の種類
1 米子市営彦名墓地（仮称）整備工事
- 三 起業地
1 市道内浜中央線道路改良事業
- (一) 収用の部分 米子市彦名町字東山地内
- (二) 使用の部分 なし
- 2 市道内浜中央線道路改良事業
- (一) 収用の部分 米子市彦名町字東山、字富益境一、字富益境二及び字中山地内
- (二) 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
米子市加茂町二丁目一
米子市役所

路線名	変更前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩美線	変更前	岩美郡国府町大字町屋字萬水河原四六二一一地先から同町大字麻生字上河原一三八一地先まで	六・七〇 六・二七・〇	一、六九九・〇
	変更後	岩美郡国府町大字町屋字中瀬四七〇一一地先から同町大字麻生字前田一六八地先まで	一八・五〇 五九・〇	一、七一四・〇
			六・七一 二五・〇	一、二八九・〇

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成11年度自衛官募集を次のとおり実施する。

鳥取県告示第五百三十二号

1	採用する自衛官および採用予定数	5	平成11年11月下旬 採用予定
(1)	二等陸士：10数名	6	平成12年3月下旬 応募資格
(2)	二等海士：若干名		平成12年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。
(3)	二等空士：若干名		
	なお、各自衛官とも試験は共通で行い、試験合格の後、本人の希望等により振り分けれる。		
2	募集期間		
	平成11年8月2日から同年9月18日まで		
3	試験期日、試験種目及び試験場		
(1)	平成11年9月19日（日）		
ア	試験種目		
	筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）、口述試験及び適性検査（筆記式）		
イ	試験場		
	東部地区：鳥取市尚徳町101-5 中部地区：倉吉市小田458 西部地区：米子市両三柳2603		鳥取県立県民文化会館（第4会議室） 伯耆しあわせの郷 陸上自衛隊米子駐屯地
(2)	平成11年9月20日（月）又は同月21日（火）		平成11年8月20日
ア	試験種目		
イ	試験場		
	9月20日：米子市両三柳2603 9月21日：岡山県勝田郡余義町滝本		陸上自衛隊米子駐屯地 陸上自衛隊日本原駐屯地
4	合格発表予定		鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館体育室
7	問合せ先		
	(1) 各市役所及び町村役場 (2) 自衛隊鳥取地方連絡部（0857-23-2251） (3) 鳥取募集案内所（0857-26-4019） (4) 倉吉募集事務所（0858-26-2900） (5) 米子募集事務所（0859-33-2440）		

平成11年8月20日 金曜日

4 遵守事項	傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。	1 工事の概要	ふるさと農道緊急整備事業 東伯中央地区（1-1号橋）上部工工事
5 問合せ先	鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）	(1) 工事名	ふるさと農道緊急整備事業 東伯中央地区（1-1号橋）上部工工事
		(2) 工事場所	東伯郡大栄町大字東高尾
		(3) 工事内容	建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）附則第3項の規定により、傍聴することができる。
1 工事名	平成11年8月20日	鳥取県知事 片 山 善 博	
(1) 鳥取県立福祉人材研修センター新築工事（建築）		イ 本件工事は、平成11年度に別途施工する橋りょうの下部工工事と連絡調整を密にし、相互に円滑な工事が出来るよう工程調整を図る必要がある。	
(2) 鳥取県警察学校生徒寮他新築工事（建築）		(4) 工事概要	なお、橋脚の地上からの高さは最低17.5m、最高24.0m程度である。
2 日 時 平成11年8月30日 午後2時から		橋りょう上部工製作及び架設	
3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂		設計荷重：B活荷重	
4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。		形 式：3径間連続非合成鋼筋（耐候性鋼材）	
5 問合せ先 鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）		橋 長：L=116.0m	
		支 間 長：35.30m+44.00m+35.30m	
		平面線形：曲線	
		斜 角：90°	
		幅 員：全体幅員=8.5m	
		道路幅員=7.5m	
		車道幅員=6.0m	
		架設工法：トラッククレーン工法（ベンツ工法）	
		橋面工 鋼筋コンクリート床版 一式	
		舗装工 一式	
		高欄工 一式	
		(5) 工 期 平成11年9月から平成12年10月31まで	
		調 達 公 告	
		公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。	
		平成11年8月20日	
		鳥取県知事 片 山 善 博	

- (6) 予定価格 204,036,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 技術資料等の提出ができる者
- 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- 共同企業体に関する条件
 - 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工とし、構成員の分担は、次のとおりとする。
 - 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とする。
 - 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とする。
 - 共同企業体は、(2)である資格を満たす者2名による自主結成によるものとする。
 - 構成員共通の資格
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 平成11年8月20日（金）から同年9月29日（水）までの間いすれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - 代表者の資格
 - 県外に本店を有すること。
 - 建設業法第27条の3第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。
 - 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものとすること。
 - 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,150点以上であること。

- (オ) 平成元年度以降に道路橋における鋼製上部工の橋製作から架設工事までの一連の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (カ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- 平成元年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であること。
 - 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。
 - 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する鋼構造物工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - 代表者以外の者の資格
 - 県内に本店を有すること。
 - 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものとすること。
 - 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。
 - 平成元年度以降に工事が完成している道路橋下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
 - 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年8月20日（金）から同年9月1日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857-26-7331）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区（3号橋）

(2) 工事場所 西伯郡中山町駿河内

(3) 工事内容

本件工事は、汗入2期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業として、区内の谷部を横断する橋りょうの上部工（L=80.0m、W=7.7m）の製作、橋の架設及び橋面工の施工を行う工事である。

なお、橋脚の地上からの高さは約20.0m程度である。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

報公県取鳥

形 式：2径間連続非合成鋼桁（耐候性鋼材）
橋 長：L = 80.0m
支 間 長：39.50m + 39.50m
平面線形：直線
斜 傾 角：90°
幅 員：全幅員 = 7.7m
道路幅員 = 6.5m
車道幅員 = 5.5m
架設工法：トラッククレーン工法（ペント工法）
橋面工 細筋コンクリート床版 一式
舗装工 一式
高欄工 一式
(5) 工 期 平成11年9月から平成12年9月30日まで
(6) 予定価格 103,110,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者
技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工とし、構成員の分担は、次のとおりとする。
 - (ア) 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とする。
 - (イ) 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とする。
- イ 共同企業体は、(2)で定める資格を満たす者2名による自主結成によるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

- ア 構成員共通の資格
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(イ) 平成11年8月20日（金）から同年9月29日（水）までの間のいずれの日ににおいても、鳥取県建設工事等入札參加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 県外に本店を有する者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

(ウ) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札參加資格（以下「入札參加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを作ること。

(エ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,150点以上であること。

(オ) 平成元年度以降に道路橋における鋼製上部工の桁製作から架設工事までの一定の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(カ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

- a 平成元年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。
- b 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。
- c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する鋼構造工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

平成11年8月20日

報公県取鳥

ウ 代表者以外の者の資格

(ア) 県内に本店を有すること。

(イ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものと有すること。

(エ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における土木一式工事の

総合評点が960点以上であること。

(エ) 平成元年度以降に工事が完成している道路橋下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企

業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成元年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年8月20日（金）から同年9月1日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857-26-7331）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年8月20日

鳥取県知事 片山 善博

舗装工一式
高欄工一式

(5) 工期 平成11年9月から平成12年10月31日まで

(6) 予定価格 143,167,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 工事の概要
部工工事

(2) 工事場所 西伯郡中山町高橋

(3) 工事内容

ア 本件工事は、汎入2期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業として、区間内の谷部を横断する橋りょうの上部工（L=112.0m、W=7.7m）の製作、桁の架設及び橋面工の施工を行う工事である。

イ 本件工事は、平成11年度に別途実行する橋りょうの下部工工事と連絡調整を密

にし、相互に円滑な工事が出来るように工程調整を図る必要がある。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

形 式：3径間連続非合成鋼筋（耐候性鋼材）

橋 長：L=112.0m

支 間 長：36.9m+37.1m+36.9m

平面線形：曲線

斜 角：90°

幅 員：全幅員=7.7m

道路幅員=6.5m
車道幅員=5.5m架設工法：トラッククレーン工法（ペント工法）
橋面工 鋼筋コンクリート床版 一式

(6) 技術資料等の提出ができる者

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工とし、構成員の分担は、次のとおりとする。

(ア) 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とする。

(イ) 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とする。

イ 共同企業体は、(2)で定める資格を満たす者2名による自主結成によるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

ア 構成員共通の資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成11年8月20日（金）から同年9月29日（水）までの間のいずれの日ににおいても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 県外に本店を有すること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

(ウ) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）

平成11年8月20日 金曜日

監公県取嶋

のうち、鋼橋工事係のものと有すること。

(エ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,150点以上であること。

(オ) 平成元年度以降に道路橋における鋼製上部工の桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(カ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成元年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理（一般）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年8月20日（金）から同年9月1日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次

に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成元年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理（一般）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番

号 0857-26-7331) とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者とする。ただし、その者の入札価格によつては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路改良工事

施工延長: 437.0m

幅員: 全体 W=8.0m

(内訳 車道=3.0m×2, 路肩=1.0m×2)

切盛

土: 25,936m³

法面

工: 2,063.6m²

補強土壁工: 919.9m²

ブロック積工: 52.5m³

小型水路工: 244m

構造物撤去工: 21m³

舗装工: 1,623m²

路面排水工: 71m

防護柵工: 97.7m

区画線設置工: 180m

残土処分: 16,545m³

(5) 工期 平成11年10月から平成12年3月20日まで

(6) 予定価格 250,708,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成によるものとする。
ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が

平成11年8月20日 金曜日 鳥取県公報

同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措

置を受けていないこと。

オ 平成11年4月1日（木）から同年9月3日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措

置を受けていないこと。

カ 本件工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者には、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者には、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が920点以上の者であること。

イ 平成2年度以降に5,000m³以上の掘削工を伴う道路改良工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ (2)のオにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績がある者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年8月20日（金）から同年9月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提

出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年8月20日

鳥取県知事 片山善博

設計過重：B活荷重
上部工型式：PC3径間連続場所打ちラーメン箱桁橋
橋長：L=167.0m
支間長：52.9m+75.0m+36.9m
幅員：全体W=8.0m
(内訳 車道=3.0m×2、路肩=1.0m×2)

平面線形：曲線橋 斜角90°

架設工法：場所打ち片持架設工法

(5) 工期 平成11年10月から平成13年3月20日まで

(6) 予定価格 490,650,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事）の許可を受けていること。

(3) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを作ること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上の者であること。

(5) 平成11年8月20日（金）から同年9月3日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

本件工事は、一般国道482号の橋りょう上部工（L=167.0m, W=8.0m）を作成し、架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さは、おおむね31.0mである。

(6) 平成11年4月1日（木）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の

(4) 工事の詳細
橋りょう上部工製作及び架設

申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 平成2年度以降に、次に掲げる事項をすべて満たすPC橋上部工の橋製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

- ア 道路橋（TL-20以上）又は鉄道橋であること。

イ 橋りょう形式が床版橋又は桁橋（張出し架設のものを除く。）以外のPC橋であること。

ウ 最大支間長が45m以上であること。

エ 架設方法が、固定支保工以外の架設工法であること。

(8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成2年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。

イ 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出
(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年8月20日（金）から同年9月3日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所
(1)に同じ。

イ 提出方法
持参すること。

(3) 技術資料の審査
提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途に使用しない。
(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年8月20日

1	工事の概要	鳥取県知事 片山 善博	警報表示板 イ ソフトウェアの作成 ウ 付属機器の製作	1面
(1)	工事名	佐治川ダム堰堤改良工事 (操作制御設備改良)	C C T V 設備 (操作卓及び高感度単板式カラーT V)	一式
(2)	工事場所	八頭郡佐治村大字尾際	漏水量観測設備 (水位センサー、データ変換装置及び記録計)	一式
(3)	工事内容	気象観測設備 (気温計発振器及び無線式水温計)	一式	一式
(4)	工事の詳細	本件工事は、佐治川ダムの操作制御設備を設計・製作・据付け及び調整する工事である。	据付け及び調整	一式
ア	機器の設計及び製作	（5）工期 平成11年9月から平成12年3月20日まで		
ゲート制御装置	（6）予定価格 331,641,450円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)			
入出力処理装置 (雨水位計用、ゲート・バルブ用及び雨量計用)	一式	2 技術資料の提出ができる者		
機制伝送装置 (クレストゲート用、コンジットゲート用及び小容量放流主バルブ用)	一式	技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。		
演算処理装置 (二重化方式)	一台	(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。		
遠方手動操作卓 (クレストゲート用、コンジットゲート用及びバルブ用)	一台	(2) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (電気通信工事) の許可を受けていること。		
表示設定操作卓 中継端子盤 (光接続盤を含む。)	一台	(3) 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、通信設備工事に係るもの有すること。		
情報処理装置	一面	(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における電気通信工事の総合評点が900点以上であること。		
情報管理装置	1台	(5) 平成11年8月20日(金から同年9月3日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。		
記録用端末装置 (パソコン1台、レーザプリンター1台)	一式	(6) 平成11年4月1日(木からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日ににおいても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。		
情報伝達処理装置	1台			
訓練用端末装置	1台			
訓練用模擬ゲート装置	1台			
時計装置	1台			
情報表示装置				
情報表示盤				

平成11年8月20日 金曜日

鳥取県公報

(7) 平成2年度以降に、洪水制御用ゲートを有するダムにおけるゲート操作を行うための放流制御設備工事又は低水管理用ゲート（巻き上げ式）を有するせきにおけるゲート操作を行うための放流制御設備工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして、自らによる設計、製作、据付け及び調整により施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を選任できること。

ア 平成2年度以降に同種工事に従事した経験を有する者であること。

イ 主任技術者にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条の規定による技術士（電気・電子部門）の登録を受けている者

(イ) 次の表の左欄に掲げる学校（これに相当すると知事が認めるものを含む。）の電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数の電気通信工事に係る実務の経験を有する者

学校の種類	実務経験年数
高等学校	5年以上
高等専門学校	3年以上
大学	3年以上

(ウ) 10年以上の電気通信工事に係る実務の経験を有する者

ウ 監理技術者にあっては、電気通信工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年8月20日（金）から同月31日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者の中最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。